

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
1	事業の目的について	4	第1	1					質問	当該施設は長時間の送水停止が困難と記載されていますが、送水停止可能日数・時間帯・回数等の運用制約条件を提示頂けますでしょうか。	通常時における送水停止可能回数は1日1回で、日中であれば2時間、夜間ならば3時間程度です。 なお、他工事との調整および他施設の稼働状況により更なる制限がある場合があります。
2	送水ポンプの具体的な停止可能期間について	4	第1	1					質問	「当該施設は長時間の送水停止が困難であるため、既存設備の状況を把握し、継続運用下で設備更新する方法を検討する必要がある」と記載されています。 要求水準書にて当該ポンプの具体的な停止可能期間などが設定されるという認識でよろしいでしょうか。	現時点で、要求水準書における具体的な停止可能期間を設定する予定はありません。 なお、運用制約条件については、No.1の回答をご確認ください。
3	本事業期間終了後の措置(性能保証)について	5	第1	2	(4)	オ			質問	「企業団は、事業期間終了後もポンプ場を継続して使用するため…本事業で整備した全ての設備の保持すべき性能に関する事項については、要求水準書等で示す」と記載されています。 平成4年の稼働から30年以上が経過している送水ポンプ(1、3号)を流用(オーバーホール)する場合、事業終了時点(令和31年3月末)において、その後も安全に長期間稼働できる十分な残存寿命を有していることを要求水準にて求められるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	本事業のスケジュール(案)	5	第1	2	(4)	エ			質問	設計・施工期間において、設計期間は事業者側で決定できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、設計・施工を合わせ、令和17年3月までの完成を求めます。
5	設計完了時に提出する書類	5	第1	2	(4)	エ			質問	設計完了時に提出する資料は要求水準書で明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	送水能力について	8	第1	3	(1)	イ			質問	送水能力はポンプ3台で14,050m3/hと記載されていますが、施工期間中において常時確保が必要な最低送水能力および必要運転台数についてご教示いただけますでしょうか。	要求水準書にて示します。

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
7	送水ポンプ容量について	10	第1	3	(2)				質問	「表1－3 整備対象設備及び整備内容」において、送水ポンプは1, 3号は更新または流用、2号は更新、4号は新設と記載されておりますが、更新する際のポンプ容量について記載がございました。「P－8 (1) イ 送水能力」には既設送水ポンプの能力が記載されておりますが、更新後はポンプ4台で(常用3台、予備1台)14,050m3/hを賄える容量という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、詳細は要求水準書にて示します。
8	特高受変電設備について	10	第1	3	(2)				質問	特高受変電設備(ガス絶縁開閉装置、主変圧器)は、環境配慮型設備で更新とあります。 具体的には、ガス絶縁開閉装置では、温室効果ガスであるSF6ガスを使用しないドライエア方式等、主変圧器では植物油等を使用した機器が必須条件になると考えてよろしいでしょうか。	環境配慮型設備の採用は必須とし、特高受変電設備や変圧器においてSF6ガスや鉱油を使用しない設備とすることを求めます。 なお、詳細は要求水準書にて示します。
9	特高受変電設備について	10	第1	3	(2)				質問	「表1－3 整備対象設備及び整備内容」において、特高受変電設備を環境配慮型設備に更新後の設置場所は屋内という認識でよろしいでしょうか。機器のサイズが屋内では配置できない盤等は、屋外としてもよろしいでしょうか。	屋内設置を原則としますが、困難な場合は屋外でも構いません。 なお、詳細は要求水準書にて示します。
10	地下タンク増設について	10	第1	3	(2)			表1－3	質問	その他(電気盤、ポンプ等)については既設メーカーに別途発注となっておりますが、地下タンクからの配管工事および配管トラフ築造も別途工事でよろしいでしょうか。	新設する地下タンクに付随する配管、トラフ等の施工は、本事業範囲に含みます。
11	既設メーカに別途発注	10	第1	3	(2)				質問	タンク増設に伴う改造(既設メーカーに別途発注)とありますが、事業者側が提案した施工内容と施工時期で企業団様が既設メーカーに発注され、本工事の工程に合わせて実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、予算計上の関係から改造が必要となる前年度の7月までに、タンク増設の設備仕様等を企業団にご提示ください。
12	計装設備について	10	第1	3	(2)				質問	「表1－3 整備対象設備及び整備内容」において、計装設備の電磁流量計は変換器のみ更新となっておりますが、検出器含め更新としてもよろしいでしょうか。	事業者判断による更新は妨げないものとしますが、検出器更新時に運用への影響が想定され、その場合は、作業時間等の制約が生じます。
13	保守修繕業務 (精密点検、計画修繕)について	11	第1	3	(3)				質問	更新対象に含まれない既設設備および土木構造物、建築物は、令和10年3月～令和31年3月までの間、貴企業団の所掌範囲にて精密点検、計画修繕業務を実施されとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
14	警報等の障害発生時に対応	11	第1	3	(3)				質問	表1-4維持管理業務の対象設備で、その他(警報等の障害発生時の対応)が対象となっております。 不具合発生原因がオペレーションに起因する場合の不具合対応費は、事業団様に請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	発生した事象を踏まえ、リスク分担表に基づき、双方の協議で決定します。
15	新設計画外修繕について	11	第1	3	(3)	※4			質問	「新設設備の計画外修繕は…事業者が自らの費用負担にて実施する。」とありますが、計画外修繕業務にて故障対応する設備が計画修繕の対象設備であった場合、その計画修繕の計画年を変更して対応する事を認めていただくことは可能でしょうか。	計画修繕の計画年を変更し対応することは可能ですが、事業期間中の性能および機能は維持してください。また、計画修繕の計画に変更が生じますので、企業団の承諾を得る必要があります。
16	新設設備の計画外修繕について	11	第1	3	(3)				質問	「※4 新設設備の計画外修繕業務は、性能確保が事業者の責務であるため、事業者が自らの費用負担にて実施」とありますが、天災等の不可抗力の場合は企業団様と事業者による協議により費用負担を検討いただけるという理解でよろしいでしょうか。	企業団の負担を原則としますが、リスク分担表No.43のとおり、発生した損害の一部を事業者側にも負担していただく予定です。 なお、詳細は入札公告資料にて示します。
17	計画外修繕について	11	第1	3	(3)	※5			質問	計画外修繕業務の考え方についてご教示ください。	実施方針(案)「用語の定義」に記載のとおりです。
18	計画外修繕業務の年間上限額	11	第1	3	(3)	※5			質問	既設設備、土木構造物、建築物の計画外修繕業務は、年間上限額を設定した上で、事業者が実施する。とありますが、この年間上限額は、要求水準書などで企業団様から指定額として提示されると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書にて示します。
19	既設設備、土木構造物、建築物の計画外修繕業務について	11	第1	3	(3)				質問	※5に上限を超過した範囲は設計変更対象とし、と記載されていますが、上限額を超過した場合の費用精算方法を具体的に示して頂けますでしょうか。	入札公告資料にて示します。
20	警報等の障害発生時に対応	11	第1	3	(3)				質問	「…事業者は警報内容を確認し、必要な対応をとる。」との記載がありますが、必要な対応とはどのような対応を想定されているでしょうか。	事業者が初期対応をとることを想定しています。 ただし、初期対応の手法については、事業者の判断とします。

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
21	小雀ポンプ場の警報発報について	11	第1	3	(3)				質問	「※6 水運用センターに出力される小雀ポンプ場の警報は企業団で監視するが、企業団からの依頼に応じて事業者は警報内容を確認し、必要な対応をとる」とありますが、事業者は企業団からの連絡を受けて対応するものとし、常時監視は必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	常時監視は、必須事項とはしておりません。
22	緊急時の体制について	12	第1	4	(1)				質問	緊急時に即座に現場へ技術者を派遣できる体制について、即座とは何時間以内に到着など規定はありますでしょうか。	要求水準書にて示します。
23	技術提案に関する評価の着眼点	13	第1	4	(2)				質問	本事業ではLCCの低減も評価項目の一つとして求められています。 送水ポンプは更新または流用とのことですが、応募グループごとに更新するグループと流用するグループとで提案内容が異なる場合、コスト面では流用するグループの方が有利となることが考えられます。 一方、ポンプ性能や企業団様が運転を行う上での対故障性能などポンプの性能に関わる項目は更新するグループの方が高くなります。 また、本事業において更新を行った場合は次の更新の際にオーバーホールを行う長寿命化対応が可能となりますが、本事業においてオーバーホールでの長寿命化を行った場合は、次期は更新が必要となります。 そのため、事業期間のみでの評価ではグループごとの提案内容が異なる場合に、コスト評価が公正ではなくなることも想定されます。 したがって、応募グループごとのコスト評価の公平性の観点から以下のLCC評価基準としていただけないでしょうか。 ・更新を行う場合:更新費用＋次期長寿命化対応費用 ・長寿命化を行う場合:長寿命化費用＋次期更新費用	ご質問に関しては意見として承りました。 LCC低減の評価方法については、入札公告資料に示します。
24	送水ポンプの運転台数について	13	第1	4	(2)			①	質問	更新期間中の送水ポンプの運転台数について、常に確保すべき最低運転可能台数は何kWのポンプが何台となりますでしょうか。	要求水準書にて示します。
25	協力企業について	17	第2	1	(1)	力			質問	「…選定されなかった入札参加者の構成企業が…選定された入札参加者の構成企業及び協力企業となることはできない。」とありますが、「表1－3 整備対象設備及び整備内容」の計装設備で変換器のみ更新する場合など、特定企業しかできない設備改造などを下請けに出す場合、選定されなかった入札参加者の構成企業及び協力企業へ発注することは可能と考えてよろしいでしょうか。	選定されなかった入札参加者の構成企業しか実施できない業務が存在するなど、やむを得ない事情がある場合のみ、企業団と協議したうえで、協力企業となることを可能とします。

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
26	(1)応募者の構成等	17	第2	1	(1)	オ			質問	「…やむを得ない事情があると企業団が認めた場合に限り、構成企業の変更を認める。」とありますが、どのような場合を想定されているかご教授下さい。	その企業の重大な不祥事が発覚した場合や倒産した場合等、事業継続に明らかな影響があると認められた場合を想定しています。
27	統括責任者について	21	第2	3	(1)	コ			質問	統括責任者は、設計及び施工期間における監理技術者と兼務することはできますでしょうか。	監理技術者との兼務を認めます。
28	総括責任者について	21	第2	3	(1)	コ			質問	統括責任者について、現場代理人もしくは監理技術者との兼任は可能でしょうか。	現場代理人もしくは監理技術者との兼務を認めます。
29	統括責任者について	21	第2	3	(1)	コ			質問	統括責任者は、現場の常駐が必要でしょうか。	常駐は求めません。
30	統括責任者について	21	第2	3	(1)	コ			質問	統括責任者を「専任で配置」と記載されていますが、「選任」の誤りでないでしょうか。	選任の誤りです。 実施方針(案)を修正いたします。
31	統括責任者について	21	第2	3	(1)	コ			質問	統括責任者の業務経験を示す書類は、具体的にどのような書類を想定していますでしょうか。	入札公告資料にて示します。
32	総括責任者の業務経験について	21	第2	3	(1)	コ			質問	統括責任者の業務経験について、どのように証明することになりますでしょうか。	No.31の回答をご確認ください。
33	統括責任者について	21	第2	3	(1)	コ			質問	統括責任者の業務経験を証明する資料としてどのような書類の提出をお考えでしょうか。現状のお考えをご教示ください。	No.31の回答をご確認ください。

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
34	統括責任者について	21	第2	3	(1)	コ			質問	「契約日までに完了した事業の統括等の業務経験を有していること。」とございますが、電気設備更新工事(設計含まない)あるいは機械設備工事(設計含まない)のみの監理技術者経験でも施工を統括しておりますので、業務経験として認められる認識でよろしいでしょうか。また必要な保有資格があればご教示下さい。	入札公告資料にて示します。
35	統括責任者について	21	第2	3	(1)	コ			質問	統括責任者について、設計・施工の事業期間が約7年と長く、同じ者を配置し続けることが困難となります。統括責任者を複数回変更することはできますでしょうか。	やむを得ない事由により交代することは可能ですが、その場合は、同条件を満たす者の選任を求めます。
36	現場代理人について	21	第2	3	(1)	サ			質問	現場代理人は、「統括責任者」あるいは「電気工事の監理技術者」あるいは「機械工事の監理技術者」と兼務できる認識でよろしいでしょうか。	いずれも兼務を認めます。
37	監理技術者について	21	第2	3	(1)	シ			質問	監理技術者について、設計・施工の事業期間が約7年と長く、同じ者を配置し続けることが困難となります。機械・電気の工種において製作期間、施工期間それぞれで、監理技術者を複数回変更することはできますでしょうか。	製作期間と現場施工期間で別の監理技術者を配置することは可能です。 また、それぞれの期間が長期におよぶため、やむを得ない事情がある場合に限り、事前に発注者に説明し、承諾を得たうえで、変更を認めます。
38	監理技術者について	21	第2	3	(1)	シ			質問	監理技術者は、現場代理人と兼務することはできますでしょうか。	現場代理人との兼務を認めます。
39	監理技術者について	21	第2	3	(1)	シ			質問	「「電気工事」「機械器具設置工事」それぞれに係る監理技術者資格者証を有する者を施工現場に専任で配置できること。」と記載がございますので、「統括責任者」、「電気工事の監理技術者」、「機械工事の監理技術者」の最低3名の専任・配置が必要になりますでしょうか。或いは、統括責任者と「電気工事の監理技術者」或いは「機械工事の監理技術者」の兼務は認められて、最低2名の専任・配置が必要になりますでしょうか。	統括責任者は専任を要しません。そのため、「電気工事の監理技術者」と「機械器具設置工事の監理技術者」の専任が必要となります。 また、統括責任者とそれぞれの監理技術者の兼務も認めます。
40	監理技術者について	21	第2	3	(1)	ス			質問	監理技術者は、現場代理人と兼務した場合、現場施工に着手するまでの期間は非専任かつ現場常駐は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
41	監理技術者の専任について	21	第2	3	(1)	ス			質問	現場施工に着手するまでは専任を要しないとありますが、常駐が不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	統括責任者と監理技術者について	21	第2	3	(1)	ス			質問	「上記シに掲げる者は、他の工事に従事してはならないが、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の準備、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)については専任を要しない。」とございますので、設計期間及び機器製作期間は、監理技術者は非専任と理解致しました。同様に統括責任者も設計期間及び機器製作期間は、非専任という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 統括責任者は専任を要しません。 実施方針(案)における統括責任者の「専任」を「選任」に修正します。
43	維持管理業務の実績について	22	第2	3	(2)	イ			質問	「定格電圧72kV以上の特高受変電設備の停電を伴う保守点検を3年以上継続して履行した実績」とありますが、当該実績は同一施設における継続履行実績を求めるものではなく、複数施設の実績を合算して3年以上となる場合も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	同一施設における実績を求めます。
44	維持管理業務の実績について	22	第2	3	(2)	イ			質問	「定格電圧72kV以上の特高受変電設備の停電を伴う保守点検を3年以上継続して履行した実績」とありますが、複数年契約ではなく単年度契約で履行した場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	維持管理業務の実績について	22	第2	3	(2)	イ			質問	「定格電圧72kV以上の特高受変電設備の停電を伴う保守点検を3年以上継続して履行した実績」とありますが、維持管理業務委託ではなく、点検委託業務で履行した実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	維持管理業務の実績について	22	第2	3	(2)	イ			質問	「定格電圧72kV以上の特高受変電設備の停電を伴う保守点検を3年以上継続して履行した実績」とありますが、契約書、仕様書等に設備電圧が66kVと記載されている実績があります。この場合、単線結線図等により当該受変電設備の機器定格電圧が72kVであることを確認できれば、参加資格要件を満たす実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 確認方法については、入札公告資料にて示します。
47	基本協定等の解除に伴う損害	27	第7	1	(2)				質問	「…解除によって生じた損害のうち合理的な範囲について事業者に請求することができる。」とありますが、どのような範囲を想定されているのかご教授下さい。	双方の協議で決定します。

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
48	計装フローシートについて	別紙1							質問	小雀調整池流入流量計について、撤去のみとなっていますが、数量が全体1、今回1、既設0となっています。全体0、今回0、既設1でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。実施方針(案)を修正します。
49	計装フローシートについて	別紙1							質問	融通バタ弁開度及び供給バタ弁開度について、数量が全体1、今回0、既設1となっていますが、全体1、今回1、既設1でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。実施方針(案)を修正します。
50	送水ポンプを流用する場合の性能保証について	別紙3	No.1、No.4						質問	別紙3「対象設備一覧」では、送水ポンプ1、3号の速度制御装置は「VVVF方式で更新」とされています。既設のポンプ本体を流用し、最新のVVVF盤と組み合わせて稼働させる場合、組み合わせによる不具合が発生しないことの確認のため、工場で実機組み合わせ試験を行い安全性を保証することを要求水準で求められるという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書及び入札公告資料にて示します。
51	No.4送水ポンプ吸込側仕切弁について	別紙3		13					質問	No.4送水ポンプ吸込側仕切弁について新設となっていますが、既設を弁体含めて更新との理解でよろしいでしょうか。送水不可となる期間が発生すると考えます。	No.4送水ポンプ吸込側仕切弁は新設ではなく既設流用の誤りであるため、実施方針(案)を修正します。
52	No.4送水ポンプ吐出側仕切弁について	別紙3		14					質問	No.4送水ポンプ吐出側仕切弁について新設となっていますが、既設を弁体含めて更新との理解でよろしいでしょうか。送水不可となる期間が発生すると考えます。	No.4送水ポンプ吐出側仕切弁は新設ではなく既設流用の誤りであるため、実施方針(案)を修正します。
53	対象設備一覧について	別紙3	No.4.4						質問	No.4.4高低圧電気設備の作業電源盤は更新対象との理解で宜しいでしょうか。	作業電源盤は更新対象となります。実施方針(案)を修正します。
54	作業用電源盤について	別紙3		44					質問	作業用電源盤について保守修繕のみ対象となっていますが、既設流用との理解でよろしいでしょうか。	作業電源盤は更新対象となります。実施方針(案)を修正します。

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
55	対象施設一覧の通信プロトコルについて	別紙3	No.66						質問	対象施設一覧のNo.66【PLC盤】において、「通信プロトコルは汎用規格で構築」とありますが、PLC盤の上位側の制御LANをオープンネットワーク規格にするものと考えてよろしいでしょうか。	小雀ポンプ場内の通信プロトコルもオープンネットワーク規格にて構築してください。 また、場外への通信については無線設備およびIP-VPN回線設備の規格に準じてください。
56	対象設備一覧について	別紙3	No.139 備考						質問	水運用センター監視制御設備に必要な改造については、既設メーカーへの別途発注を予定されているとの理解です。 4号ポンプの新設や事業者提案によるシステム構成・機器仕様の変更等に伴い、水運用センター監視制御設備の改造が長期施工期間において複数回、必要となる場合も想定されます。 その場合においても、水運用センター監視制御設備に係る既設改造は、貴企業団にて既設メーカーへ別途発注いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	企業団が別途発注して対応しますが、改造回数を極力削減できる方法をご提案ください。
57	水運用センター監視制御設備	別紙3	No.139						質問	水運用センター監視制御設備に必要な改造は既設メーカーへ別途発注するとありますが、事業者側が提案した施工内容と施工時期で企業団様が既設メーカーに発注され、本工事の工程に合わせて実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.56の回答もご確認ください。
58	リスク分担表について	別紙4	No.53						質問	別途閲覧資料「番号214:埋蔵文化財の所在の有無について(回答)」において、「今回の事業が埋蔵文化財へ与える影響はないと判断している」との回答が示されています。 そのため、本事業区域において工事着手後に埋蔵文化財が発見された場合、当該埋蔵文化財は事業者にとって現地で把握あるいは予見可能な範囲ではないものと考えます。 この場合、埋蔵文化財の発見に起因して追加的に生じる調査・保存措置・工事中断等に係る費用及び工期への影響については、貴企業団の負担または変更契約の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	リスク分担表	別紙4	※5						質問	「…被害を最小限にとどめる経済的動機付けのため、生じた損害の一部を事業者に負わせるもの」とありますが、具体的な割合をご教授下さい。	双方の協議で決定します。
60	リスク分担表	別紙4	No,69						質問	「No.69 既設設備の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの」は企業団さまのリスク分担となっていますが、送水ポンプを流用した場合には更新と同様と捉え付随する設備、配管も踏まえてNo,65と同様に事業者のリスクとなるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
61	維持管理業務について								質問	維持管理業務の範囲に保守点検が含まれていますが、現在実施されている点検業務(週例、月例、年次)とはどのような事を行っているか参考にご教示いただけないでしょうか。(ポンプ設備・バルブ設備)	第1回閲覧資料「点検整備指針」をご確認ください。
62	維持管理業務について								質問	土木構造物、建築物の計画外修繕業務は、年間上限額を設定した上で事業者が実施するとありますが、想定されている修繕業務の内容はありますでしょうか。	不具合の発生した建具の軽微な交換、壁のクラック対応等を想定しています。
63	維持管理業務について								質問	土木構造物、建築物の計画外修繕業務は、年間上限額を設定した上で事業者が実施するとありますが、いくらかの想定をお考えでしょうか。	要求水準書にて示します。
64	維持管理業務について								質問	新設ポンプへ更新するまでの間は既設ポンプの日常点検業務が入りますが、点検業務は必ず既設メーカーに依頼しないといけないのでしょうか。	既設メーカーへの依頼は必須ではありません。
65	維持管理業務について								質問	既設ポンプに於ける近年の修繕状況をご教示いただけますでしょうか。	第1回閲覧資料「修繕対応」をご確認ください。
66	維持管理業務について								質問	既設ポンプに於ける過去の定期修繕間隔は実績として何年に一度程度で行っていますでしょうか。	概ね10年に1度の間隔で行っています。
67	維持管理業務について								質問	今回更新範囲のバルブ及びバルコンメーカーの既設メーカーをご教示願います。	第1回閲覧資料「設備台帳」をご確認ください。
68	維持管理業務について								質問	事業終了の引継ぎは、本事業の期間内に実施することでよろしいでしょうか。具体的な時期が明確であればご教示ねがいます。	要求水準書にて示します。

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
69	維持管理業務について								質問	維持管理業務の内容について警報等の障害発生時の対応が対象となっておりますが、不具合の原因がオペレーションに起因する場合の費用については、受注者負担ではなく企業団様に請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	発生した事象を踏まえ、リスク分担表に基づき、双方の協議で決定します。
70	維持管理業務について								質問	持管理業務の際に故障対応する設備が計画修繕の対象設備であった際、その計画修繕の計画年を変更して対応する事は問題ないのでしょうか。	No.15の回答をご確認ください。
71	関連工事について								質問	本事業および本事業に伴う改造工事以外に、小雀ポンプ場内に於ける関連設備など別途改良工事の計画はございますか。	要求水準書にて示します。
72	更新方法について								質問	水運用に影響を与えないよう系列単位でポンプの更新工事を進める方針でしょうか。条件等が既にございましたらご教示ねがいます。	No.6の回答をご確認ください。
73	更新方法について								質問	ポンプの更新工事を進める際に優先的な号機の更新(新設号機含む)のご指定はございますでしょうか。	事業者の提案によります。
74	施工について								質問	タンク増設に伴う改造(既設メーカーに別途発注)とありますが、タンク改造の時期などの調整がつかず、工程が延びた場合は請負金額の変更も含めて設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	双方の協議で決定します。
75	施工について								質問	水運用センター監視制御設備に必要となる改造は既設メーカーへ別途発注するとありますが、受注者側が提案した施工内容と施工時期に合わせて企業団様が既設メーカーに発注するものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回質問に対する回答_実施方針(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答(公表用)
76	技術者について								質問	配置する監理技術者について、工場製作期間と施工期間で別の技術者を配置することは可能であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	技術者について								質問	配置する監理技術者について、工場製作期間と施工期間で別の技術者を配置することは可能であるという理解で宜しいでしょうか。	No.76の回答をご確認ください。
78	技術者について								質問	製作期間、施工期間が長期であるため、同じ技術者を配置し続けることが難しいと考えます。それぞれの期間において、監理技術者を変更することは可能でしょうか。	No.37の回答をご確認ください。
79	技術者について								質問	機器修繕を含めた維持管理業務にあたっては、監理技術者等の建設業における配置技術者は不要という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	対応年数について								質問	ポンプについては既設更新か更新以外での延命対応となっておりますが、企業団様のお考えとして機械の耐用年数は何年程度のお考えでしょうか。	送水ポンプ設備の更新周期は50年を目標としていますが、実際の劣化状況等を調査し、更新の要否を判断しています。